

令和2年度「給与支払報告書」の提出にあたって

日頃より、酒田市の税務行政につきましては、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度の給与支払報告書を提出いただくにあたり、留意事項がありますので、ご確認のうえ提出してください。

- (1) 提出期限 **令和2年1月31日(金)** (事務処理の都合上、1月24日(金)までの提出にご協力願います。)
- (2) 提出先 **〒998-8540**
山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒田市役所 税務課市民税係
 電話0234(26)5712・5713・5714
- (3) 提出するもの ①「給与支払報告書(総括表)」
 ※酒田市指定の総括表が送付された事業所等につきましては、酒田市指定の総括表を提出してください。他様式を使用される場合も、酒田市指定の総括表を添付してください。
- ②「給与支払報告書(個人別明細書)」市町村提出用 2枚
 ※「源泉徴収票」は必ず本人に渡してください。
 ※用紙が不足している場合は、税務署からお取り寄せください。
- (4) 留意事項 ①「給与支払報告書(個人別明細書)」は、平成31年及び令和元年中に給与を支払った方(退職者、パート、アルバイト、季節雇用者等を含む)について、市町村提出用(2枚)を提出してください。
- ②「給与支払報告書(個人別明細書)」の提出は、「区分用台紙」を使用し、特別徴収分と普通徴収分に区分して提出してください。

◇「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

- ①退職や転勤等の異動があった場合は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- ②給与支払報告書を提出後に退職等の異動があった場合は、「給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書」を、4月15日まで提出してください。
- ③令和2年1月1日以降(給与支払報告書を提出後)に異動となった方で、令和元年度に課税している市町村と、令和2年度の給与支払報告書を提出した市町村が異なる場合は、それぞれの市町村に給与所得者異動届出書を提出する必要があります。
- ④1月以降に退職される方の住民税の一括徴収について
 1月から4月までの期間に退職された方で、個人住民税の特別徴収に未徴収がある場合は、最終の給与又は退職手当等から未徴収税額分を一括徴収し、その翌月10日までに納入することになっています。

◇「給与支払報告書」の提出は、eLTAX(エルタックス)をご利用ください

酒田市では、給与支払報告書(総括表・個人別明細書)の提出について、電子申告による受付を行っています。また、給与支払報告書以外でも、個人住民税の特別徴収に関する諸手続きについて電子申告の受付を行っていますのでご利用ください。

eLTAXのご利用にあたっては、地方税共同機構のホームページをご覧ください。

<http://www.lta.go.jp/>(地方税共同機構)

【参考】eLTAX又は光ディスク等による「給与支払報告書」の提出義務について

所得税法に定める法定調書(給与所得の源泉徴収票)の提出義務がある給与支払者で、平成26年1月1日以後、給与支払報告書の提出期限がある年の前々年に提出すべきであった法定調書(給与所得の源泉徴収票)の枚数が1,000枚以上である場合は、その提出義務がある者に対して、eLTAX又は光ディスク等による「給与支払報告書」の提出が義務化されております。

なお、令和3年1月1日以降の提出においては、この基準枚数が100枚以上に変更となります。